

Okakenkyo News Letter

2023
10月
842号

岡山県建設業協会 会報



- ②国土交通省中国地方整備局との意見交換会
- ③「建設業取引適正化推進期間」の実施について
- ⑥岡山県下公共工事の動向（9月分）
- ⑧建退共だより
- ⑨法律相談コーナー
- ⑩建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑪建設業総合補償制度のご案内
- ⑫岡山県からのお知らせ

井山宝福寺[総社市]（提供：岡山県観光連盟）

国土交通省中国地方整備局との意見交換会

9月28日（木）、プリアリティまきびにおいて国土交通省中国地方整備局との意見交換会を開催しました。

意見交換会には、中国地方整備局から舟橋企画部長、橋本営繕部長他9名、岡山県から有路土木部技術総括監、清水技術管理課長の2名、当協会からは、荒木会長をはじめ、副会長、専務理事が出席しました。

会議は2部構成で行われ、それぞれ橋本営繕部長、舟橋企画部長と荒木会長の挨拶の後、各会員からの要望に基づき意見交換をいたしました。

15：00～ 営繕部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

営繕部長	橋 本 一 洋
営繕部 営繕品質管理官	庄 司 剛
営繕部 技術・評価課長	一 丸 敏 雄
岡山営繕事務所長	下 野 裕 徳

15：40～ 企画部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

企画部長	舟 橋 弥 生
企画部 技術調整管理官	山 田 明
企画部 技術開発調整官	今 津 勉
企画部 技術管理課長	山 村 嘉 治
岡山河川事務所長	垣 原 清 次
高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長	濱 田 靖 彦
岡山国道事務所長	岡 本 哲 典

岡山県

土木部 技術総括監	有 路 稔
土木部 技術管理課長	清 水 一 仁

【提案議題】

議題1：入札制度等に関する事

議題2：担い手の確保に関する事

議題3：設計積算に関する事

議題4：工事監理に関する事

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

国土交通省

国土交通省及び都道府県においては、令和5年度も建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、「建設業取引適正化推進期間」を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととされました。

このことについて、国土交通省から全建を通じて通知がありましたので、お知らせいたします。

国不建推第39号

令和5年9月4日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和5年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別紙のとおり「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれては、上記趣旨にかんがみ、期間中における取引の適正化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各種取組に関し協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業等に対しても、幅広く期間の実施について周知方よろしくをお願いいたします。

(別紙)

令和5年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎月11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月の3か月間を、「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、下記により、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

1. 期間

令和5年10月1日～12月28日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組み

（1）建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門誌、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催する。

② 留意事項等

- i 改正建設業法が令和3年4月1日より完全施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されていることから、改正後の建設業法令・通達、改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、個別の相談対応ツールとしての役割に加え、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口としての役割も有している駆け込みホットラインをはじめ、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 令和2年7月に中央建設業審議会において作成され、実施が勧告された「工期に関する基準」について周知する。
- iv 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、令和5年6月に改訂した建設業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

(3) 立入検査及び報告徴取

期間内は、地方整備局、都道府県並びに地方整備局と都道府県による合同の立入検査及び報告徴取（以下「立入検査等」という。）を重点的に実施し、立入検査等の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

とりわけ、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、適正な工期の確保に重点を置き、必要な注意喚起等を行う。

なお、立入検査等を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行う。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

岡山県下公共工事の動向〈9月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和5年9月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	475件	153億円	2,133件	1,331億円
増 減 率	12.6%	13.0%	6.8%	25.1%
令和4年度	422件	135億円	1,997件	1,064億円
令和3年度	472件	179億円	2,100件	1,055億円
令和2年度	500件	194億円	2,160件	1,100億円

【1】当月の状況

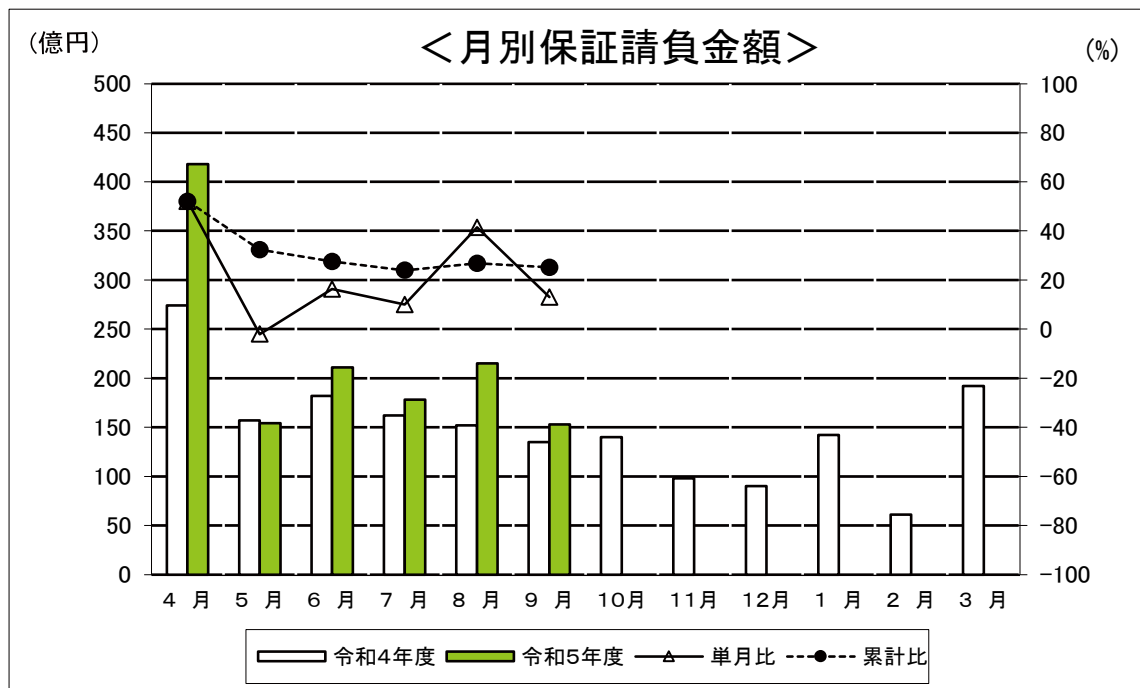
9月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で12.6%増の475件、請負金額は13.0%増の153億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で31.0%減となったものの、「国」で70.4%増、「県」で18.9%増、「市町村」で2.1%増、「その他の公共的団体」で46.7%増となった。

【2】累計(令和5年4月～令和5年9月)

9月末累計では、件数は前年同月比で6.8%増の2,133件、請負金額は25.1%増の1,331億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「国」で6.1%減、「独立行政法人等」で37.9%減、「その他の公共的団体」で3.6%減となったものの、「県」で22.3%増、「市町村」で62.6%増となった。



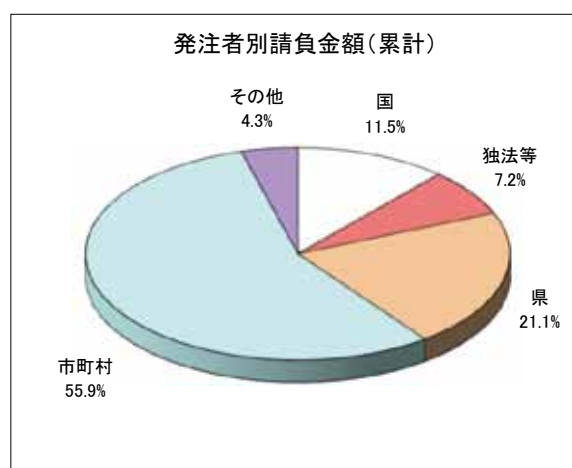
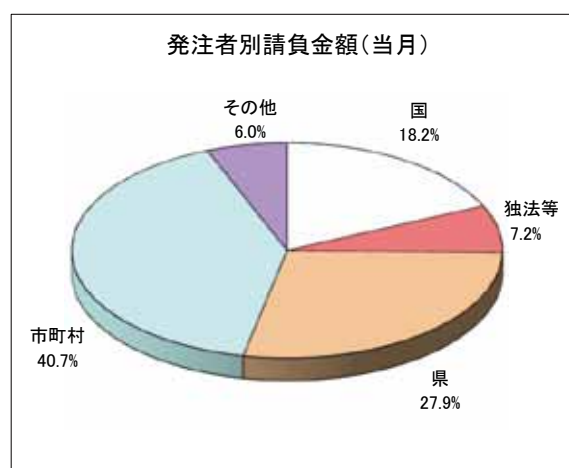
【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。

9月:14件、令和5年度累計:78件(令和4年度累計:95件)

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	23	2,788	53.3	70.4	106	15,352	▲ 2.8	▲ 6.1
独法等	7	1,094	75.0	▲ 31.0	41	9,589	▲ 12.8	▲ 37.9
県	200	4,276	1.5	18.9	815	28,085	2.4	22.3
市町村	241	6,231	18.7	2.1	1,140	74,414	12.3	62.6
その他	4	925	33.3	46.7	31	5,732	3.3	▲ 3.6
合 計	475	15,316	12.6	13.0	2,133	133,174	6.8	25.1



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	5,330	15.6	34.8%	44,572	16.0	33.5%
東備地区	565	92.0	3.7%	3,184	▲ 19.1	2.4%
倉敷地区	3,042	▲ 29.1	19.9%	44,244	65.6	33.2%
井笠地区	2,682	203.1	17.5%	9,776	▲ 24.1	7.3%
高梁地区	757	88.7	4.9%	1,770	9.4	1.3%
新見地区	478	64.7	3.1%	3,777	17.7	2.8%
真庭地区	698	▲ 34.1	4.6%	9,401	58.9	7.1%
津山地区	1,148	▲ 4.4	7.5%	9,296	22.6	7.0%
勝英地区	612	18.6	4.0%	7,151	15.5	5.4%
合 計	15,316	13.0	100.0%	133,174	25.1	100.0%

(建退共だより)



建設業のみなさま

安心できる
未来をつくるう！

建退共

電子申請で
掛金納付を
もっと便利に！！

建退共は建設業で働く労働者のための退職金制度です。

国がつくった退職金制度なので安心かつ確実！ 制度説明動画配信中

けんたいきょう 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 TEL03-6731-2866

第160回 横領が発覚した後の対応

●相談内容●

防犯カメラ上、当社の従業員Aが現金を着服していたことが判明しました。そこで、過去の会計帳簿を照らし合わせてみたところ、使途不明金がいくらか見つかりました。各従業員の業務内容を踏まえると、Aが使途不明金を着服したとしか考えられない状態です。Aに対して、民事上、刑事上、どのようなことが可能でしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

会社と従業員との間で発生する刑事罰の対象の行為のうち、横領の事例は結構あります。横領は程度によっては会社に対して数千万円、数億円単位の損害を与えるものになります。

民事上の責任

民事上は、会社が、横領をした当該従業員に対して、金銭の返還を求める請求をすることになります。

もっとも、横領をした従業員が、自ら行ったこと全てについて認めると思わないほうがいいでしょう。証拠があるならそれを示せと言ってくるパターンや、裁判でもなんでもやってくれと開き直るパターンなど、様々な状況が想定されます。

このようなことを想定すると、横領した金銭を返還するように訴訟をするしかないです。そうなった場合、裁判所は、証拠なくして横領の事実を認定してくれませんので、任意で返還を求めるにあたっても証拠は可能な限りそろえるべきです。

刑事上の責任

横領罪は、刑法に定められた立派な犯罪です。そのため、警察が捜査をし、場合によっては起訴することになります。捜査のために必要であれば、逮捕、勾留がされることになるでしょう。

もっとも、民事上の請求と異なり、刑事罰は国家が個人に対して行うことなので、会社が主体とはなりません。そのため、会社は被害届を提出するか、告訴をするかして、捜査をしてもらうようお願いすることになります。

この際も、証拠は必要となります。特に刑事事件の場合には、「疑わしきは被告人の利益に」というルールや、自白のみでは事実認定してはいけないというルールがあるため、民事上の請求以上にきっちりとした証拠が必要になります。

そのため、証拠をある程度揃えておかないと、そもそも警察が刑事事件として取り扱ってくれるかわかりません。

いずれにしても

結局のところ、証拠をどこまで準備することができるかが非常に大切になってきます。当然ですが、期間が長期に及び、被害が大きくなればなるほど立証は困難ですし、横領をした従業員も、ことの大きさから隠そう、否定しようという気持ちが高まります。

なお、問題の早期発見ができれば早期の不正の芽が摘めますし、証拠も容易に収集できます。早期発見のためには、何よりも普段からコンプライアンスに関する体制を築くことが重要です。すなわち、問題が発生した際には内部通報がすぐになされる体制、風通しのいい環境が大切ということです。

ますます安心。充実の制度。



契約者割戻金制度が始まっています。

契約者
割戻金制度により
**掛金負担が
軽減**

手厚い補償

保険金区分合計
最高**5,000万円**

労働者と企業の
**リスクを
カバー**

社員と家族、会社を守るために。

建設共済保険

法定外労災補償制度



今すぐ、ご加入を!

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社) 岡山県建設業協会
〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 建設会館2階
Tel. 086-225-4131 Fax. 086-225-5388



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前 9:00 ~ 午後 5:00 (土日祝を除く)

建設共済保険

検索

<https://www.kvousaidan.or.id/>

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和5年8月保険開始版

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償
●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和4年12月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

第三者賠償補償(損害保険)

身体賠償

1名につき **1億円** (または**2億円、3億円**) 1事故につき **3億円** (または**5億円、10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または**3,000万円、5,000万円、3億円、5億円、10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中通算 **500万円** (免責金額1事故につき5万円)



地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中通算

1,000万円もしくは**2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もございます! 詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中通算 **5,000万円**もしくは**1億円、2億円、3億円**

雇用慣行賠償責任補償特約(オプション)

使用人等に対して行った不当な処遇やハラスメントなどの不当行為、または第三者に対して行ったハラスメントに起因する損害賠償責任を補償します。

対物超過費用補償特約(オプション)

対物事故発生時の復旧費が時価額を超えてしまった場合に事故解決に要した費用を補償します。

New

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの 支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円**もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**

(2) 盗難の場合: **10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**

※100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



建設工事保険

1事故あたりの 支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**

(2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B23-900153 承認年月:2023年05月

行楽期の交通事故防止

実施期間：令和5年10月1日（日）～11月30日（木）

秋の行楽シーズンが近づいてきました。山々が色づき、食べ物も美味しい季節です。また、スポーツの秋でもあります。旅行やイベントに車で出かける方も多いのではないのでしょうか。ちょっとした油断や不注意で、交通事故を起こさないよう、次のことに注意しましょう。

1 無理のない計画を立てる

計画を立てるときには、事前に地図やインターネットなどで行き先までの交通状況を十分に調べておきましょう。交通渋滞の発生を見込んで、日程に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

2 運転に集中！！

行楽に向かう途中、解放感や同乗者との会話などで、周囲への注意がおろそかになっていませんか。油断は禁物、運転に集中して周囲をしっかりと確認、ハンドルなどの運転操作も確実に。また、運転中に疲れや眠気を感じたら、無理をせずに早めに休憩しましょう。

3 ダメ！！「ながら運転」

運転中にスマートフォン等を手に持って通話や画像を注視する「ながら運転」はダメ！！周囲への注意が散漫になり、他の車や歩行者の発見が遅れるなど大変危険です。ハンドルを握ったら運転に集中し、スマートフォン等は安全な場所に停止してから使いましょう。

4 シートベルト・チャイルドシートを忘れずに

後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトを必ず着用しましょう。シートベルトは、万一の事故の際、あなたの命を守ってくれます。また、6歳未満の子どもを車に乗せる際には、体に合ったチャイルドシートを正しく取り付け、必ず使用してください。

5 夕暮れ時は危険な時間帯

秋から冬にかけては、日没が早くなり、周囲の様子が見えにくくなります。事故防止のために、早めにライトを点灯しましょう。自動車は、対向車や先行車がない場合はハイビームを活用し、横断者や道路状況の早期把握に努めましょう。

6 歩行者、自転車は自分の存在をアピール

夕方・夜間は、ドライバーから歩行者や自転車が見えにくくなる時間帯です。自転車のライトは早めに点けましょう。歩くときは明るい目立つ色の服を着て、リストバンドなどの夜光反射材やLEDライトを身につけて外出し、自分の存在をしっかりとアピールしましょう。

7 スピードの出し過ぎは危険

スピードの出し過ぎは、重大事故につながり大変危険です。特に夜間は、周りが見えにくく、視界が狭くなるため、速度の感覚も鈍りがちです。スピードメーターで速度をよく確認し、安全な速度で運転しましょう。

8 ルールの厳守

横断歩道の歩行者優先はルールです。横断歩道で横断しようとしている人や横断中の人がいたら、止まって道を譲りましょう。

合図を出すのは進路変更の3秒前、右左折の30m手前です。合図をきちんと出して、車の動きを周囲に知らせましょう。

赤色信号はもちろん、黄色信号も「止まれ」です。安全に止まれるのに、交差点等に進入するのはとても危険です。信号の意味を正しく理解し実践しましょう。

9 飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転を、「しない」、「させない」、「許さない」社会環境づくりを、みんなで推進しましょう。

10 「ゆずる・とまる・まもる」で交通事故防止

他の人や車に進路を「ゆずる」、赤信号・一時停止で「とまる」、速度・合図・信号などのルールを「まもる」。ドライバーも、自転車も、歩行者も、一人ひとりが「ゆずる・とまる・まもる」を心がけ、交通マナーアップにより交通事故を防ぎましょう。

岡山県交通安全対策協議会

協 会 日 誌

- 5. 9. 8 中央建設業審議会 基本問題小委員会(第5回)(東京)
- 5. 9.14 全建 協議員会(東京)
- 5. 9.28 中国地方整備局との意見交換会
- 5. 9.29 西日本建設業保証(株)取締役会(W E B)

とれたて おかやま いただきます!

赤ぶどう



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp